

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 三重県松阪市五主町1313番地
氏名 株式会社
代表取締役 松村 亜矢子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年9月21日
許可の有効年月日 令和13年9月20日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上7種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、

廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、動植物性残さ、ゴムくず、

鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上9種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地及び面積 三重県津市一志町其倉字岩ヶ谷170番地1 1,814㎡

廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、木くず、繊維くず、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
以上7種類

積替えのための保管上限 341.1m³
積み上げることができる高さ -

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 9月21日	新規許可
平成 6年 7月13日	変更許可
平成 6年 9月 9日	変更許可
平成 7年 9月21日	更新許可
平成10年 7月28日	変更許可
平成12年 9月21日	更新許可
平成17年 9月21日	更新許可
平成18年 9月27日	変更許可
平成20年 5月 9日	変更許可
平成22年 9月21日	更新許可
平成26年 2月 6日	優良確認
平成29年 1月 4日	変更許可
平成29年10月11日	更新許可及び優良認定

5. 積替え許可の有無

無

市名

-

許可番号

-

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無